

職員の皆さんへのお知らせとお願い

今般、下記のとおり、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましたのでお知らせします。当連合会としても、計画した目標が達成できるよう最大限に努力しますが、各位の格別のご理解とご尽力に期待します。

平成 29 年 3 月 3 日

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
会長 佐藤博恒



公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会行動計画(第一期)

当連合会は、従業員が、仕事と生活を調和させるとともに、その能力を向上・発揮できるようにするため、下記のとおり、行動計画を策定する。

記

- 1 計画期間：平成 29 年 3 月 3 日～平成 31 年 3 月 31 日までの約 2 年間
- 2 計画内容：年次有給休暇の取得率を向上させる。
平成 27 年度 55.6%→平成 30 年度 70.0%
(1 人平均年間 3 日の取得日数増加)
- 3 目標達成のための方策等
 - (1) ゴールデンウィーク、シルバーウィークの合間と前後、連休の合間の平日、お盆・年末年始の前後に、より連続した休暇となるよう、年次有給休暇を交互に取得できるよう、年度当初に、従業員個々の希望を聴取して調整することにより、あらかじめ設定する。
 - (2) 前記の年次有給休暇を設定し、取得し易いように、職場の雰囲気醸成する。
 - (3) これらの年次有給休暇を取得できるように、従業員個人が計画的に業務を処理するとともに、個人個人の処理能力を向上するほか、複数担当制とするなど業務処理体制を見直すこととする。

以上